### 1. (カードの発行)

とうぎんのローンカード (以下「カード」といいます。) は、とうぎんカードローン契約 (ワイドローンカードロ契約含む) に基づき、当行が発行するものとします。

#### 2. (カードの利用)

- (1) カードは、当行ならびに当行が提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM 等」といいます。)を使用して当座貸越による借入を行う場合(以下「借入」といいます。)に利用することができます。
- (2) カードは、当行の ATM 等を使用して、当座貸越金を返済する場合に利用することができます。
- (3) 提携先の ATM 等では、返済はできません。ただし、一部の提携先金融機関の ATM 等では返済することができます。

### 3. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行 ATM 等を使用して借入をする場合には、当行所定の ATM の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。自動機利用手数料は、借入残高に加算します。
- (2) 提携先 ATM 等を使用して、借入をする場合には、提携先所定の自動機利用手数料をいただきます。自動機利用手数料は、借入残高に加算します。この場合、貸越金をもって提携先に支払います。

## 4. (ATM等による借入)

- (1) ATM 等を使用して借入を行うときは、ATM 等にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を画面表示等の操作手順に従って操作してください。この場合、当座勘定払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM 等による借入は、1千円または1万円単位とし、1回あたりの借入金額は当行(提携先のATM 等使用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。

# 5. (ATM等による随時返済)

- (1) 当行の ATM 等を使用して当座貸越金の随時返済を行うときは、ATM 等にカードを挿入し、画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (2) 当行の ATM 等による随時返済は、1 千円または 1 万円単位とし、1 回あたりの返済金額は当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) ATM 等による返済は、全て随時返済となり、定例返済および利息の返済はできません。
- (4) 借入残高を超える随時返済をした場合、超過分は、自動的に返済指定口座へ振替入金されます。全額返済日までの約定利息は、 次回約定返済日に返済指定口座より自動引落しとなります。
- (5) 約定返済が延滞している場合は、随時返済はできません。

## 6. (預金機・支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により ATM 等による借入ができないときは、窓口営業時間内に、当行本支店の窓口でカードにより借入れを行うことができます。
- (2) 前項により取扱う場合には、当行所定の当座勘定払戻請求書に必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。

### 7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失したとき、または、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。

# 8. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取扱います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入の停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

## 9. (偽造カード等による借入等)

偽造または変造カードによる借入については、本人の故意による場合または当該借入について当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知常況等について当行の調査に協力するものとします。

# 10. (盗難カードによる借入等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該借入にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示している こと
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該借入が本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた借入にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該借入が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な借入が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ①当該借入が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
  - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。) によって行われた場合
  - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合



## 11. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことが あります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 12. (ATM等への誤入力等)

ATM 等の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の ATM 等を 使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 13. (解約等)

- (1) とうぎんカードローン契約(ワイドローンカードロ契約含む)の解約または終了に際しては、カードを直ちに返却してくださ
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカード利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。こ の場合、当行から請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

## 14. (カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。 (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させること はできません。

### 15. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、とうぎんカードローン契約(ワイドローンカードロ契約含む)に定める契約期限とします。なお、とう ぎんカードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

## 16. (この規定の変更)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定(これに付随する規定、特約等を含みます。以下 同様です。)を変更することができるものとします。
  - ①変更内容が本人(個人のお客さま)の一般の利益に適合するとき
  - ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なも のであるとき
- (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて (前項第2号の場合についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

#### 17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、とうぎんカードローン契約(ワイドローンカードロ契約含む)に従って取扱うものとし ます。

以上

(2020.10)

